

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

○ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）（抄）

（都道府県の水防計画）

第七条（略）

2（略）

3 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

4（略）

（居住者等の水防義務）

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2（略）

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

第三十三条ノ十六（略）

②⑤（略）

⑥ 傷病手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テハ其ノ期間傷病給付金ハ之ヲ支給セズ他ノ法令（法令ノ規定ニ基ク条例又ハ規約ヲ含ム）ニ依リ為サルル傷病手当金其ノ他之二相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受クル場合ニ於テ亦同ジ

⑦ (略)

○ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 (昭和三十一年法律第七号) (抄)

(基金又は指定法人の支払)

第六条 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員等公務災害補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

2 (略)

○ 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) (抄)

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第八十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。) の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 (略)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第一百十二号) (抄)

(損害補償)

第六十条 国及び地方公共団体は、第七十条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第一百五条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2・3 (略)

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（洪水時等における緊急措置）

第二十二条 （略）

2ゝ5 （略）

6 第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（傷病手当）

第三十七条 （略）

2ゝ7 （略）

8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるものうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。

9 （略）

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（抄）

別表第一（第六条関係）

一ゝ五 （略）

六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）

イゝへ （略）

ト イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの

七ゝ十三 （略）